

証券会社の自己資本規制に関する^{総務省}総務府令（平成十一年^{総務府}令第18号）

改 正 案				現 行			
別表第1（第1条、第6条関係）				別表第1（第1条、第6条関係）			
有価証券等の区分		率		有価証券等の区分		率	
（略）		（略）		（略）		（略）	
・転換社債券 ・転換特定社債券		証券取引所上場有価証券	時価が額面価額を上回っているもの	同一の発行者が発行する株券又は優先出資証券に係る率			
		店頭売買有価証券 その他	時価が額面価額以下のもの	同一の発行者が発行する残存期間が同一の一般債証券、その他の債券若しくは特定社債券又は株券若しくは優先出資証券に係る率のうちいずれか低い率			
				店頭売買有価証券 その他	同一の発行者が発行する株券又は優先出資証券に係る率		
・新株引受権付社債券 ・新株引受権証書 ・優先出資引受権証書 ・新優先出資引受権付特定社債券		新株引受権付社債	分離前の新株引受権付社債券	同一の発行者が発行する転換社債券に係る率			
		分離	分離後の社債券	同一の発行者が発行する残存期間が同一の一般債証券			
・転換社債券 ・転換特定社債券		証券取引所上場有価証券	時価が額面価額を上回っているもの	同一の発行者が発行する株券に係る率			
		店頭売買有価証券 その他	時価が額面価額以下のもの	同一の発行者が発行する残存期間が同一の一般債証券、その他の債券又は株券に係る率のうちいずれか低い率			
				店頭売買有価証券 その他	同一の発行者が発行する株券に係る率		
・新株引受権付社債券 ・新株引受権証書 ・優先出資引受権証書		新株引受権付社債	分離前の新株引受権付社債券	同一の発行者が発行する転換社債券に係る率			
		分離	分離後の社債券	同一の発行者が発行する残存期間が同一の一般債証券又は			

券 新優 先出 資引 受権 付特 定社 債券	型	分離後の新株引 受権証券 分離前の新優先 出資引受権付特 定社債券 分離後の特定社 債券 分離後の新優先 出資引受権証券	又はその他の債券に係る率 同一の発行者が発行する株 券に係る率に4を乗じた率 同一の発行者が発行する転 換特定社債券に係る率 同一の発行者が発行する残 存期間が同一の特定社債券 に係る率 同一の発行者が発行する優 先出資証券に係る率に4を 乗じた率
	非分離型		同一の発行者が発行する転 換社債券又は轉換特定社債 券に係る率
	新株引受権証書 優先出資引受権証書		同一の発行者が発行する株 券又は優先出資証券に係る 率に4を乗じた率
(略)	(略)		

備考

1・2 (略)

3 轉換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券とは、それぞれ資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)に規定する轉換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券をいう。

4 (略)

権 付社 債券	型	分離後の新株引 受権証券	その他の債券に係る率 同一の発行者が発行する株券 に係る率に4を乗じた率
	非分離型		同一の発行者が発行する轉換 社債券に係る率
	新株引受権証書 優先出資引受権証書		同一の発行者が発行する株券 又は優先出資証券に係る率に 4を乗じた率
(略)	(略)		

備考

1・2 (略)

3 (略)

別表第2（第1条、第6条、第8条第2項関係）

有価証券等の区分		率				
・受益証券 ・海外カード・ローン債権信託受益権証券	国内で発行されたもの	短期公社債投資信託 1.70% 公社債投資信託 5.35% その他 16.00%				
	外国で発行されたもの	短期公社債投資信託 3.40% 指定国等で発行されたもの 16.00% その他 32.00%				
(略)		(略)				
・抵当証券 ・基本債権の証券 ・小口債権の証券 ・特定社債券 (転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券を除く。) ・特定約束手形 ・投資法人債券 ・商品投資受益権の受益権証券 ・上記以外の金銭債権	残存期間の区分	指定格付を有するもの	指定格付を有しないもの	超 以下		
				0 ~ 6か月	0.65%	10.00%
				6か月~1年	1.70%	20.00%
				1年~3年	3.75%	50.00%
				3年~5年	4.35%	70.00%
				5 年超	5.00%	100.00%
(略)		(略)				

別表第2（第1条、第6条、第8条第2項関係）

有価証券等の区分		率				
・受益証券 ・海外カード・ローン債権信託受益権証券	国内で発行されたもの	短期公社債投資信託 1.70% 公社債投資信託 5.35% 株式投資信託 16.00%				
	外国で発行されたもの	短期公社債投資信託 3.40% 指定国等で発行されたもの 16.00% その他 32.00%				
(略)		(略)				
・抵当証券 ・基本債権の証券 ・小口債権の証券 ・特定社債券 ・特定約束手形 ・商品投資受益権の受益権証券 ・上記以外の金銭債権	残存期間の区分	指定格付を有するもの	指定格付を有しないもの	超 以下		
				0 ~ 6か月	0.65%	10.00%
				6か月~1年	1.70%	20.00%
				1年~3年	3.75%	50.00%
				3年~5年	4.35%	70.00%
				5 年超	5.00%	100.00%
(略)		(略)				

備考

1・2 (略)

3 特定約束手形とは、資産の流動化に関する法律第2条第9項に規定する特定約束手形をいう。

4 (略)

備考

1・2 (略)

3 特定約束手形とは、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第8項に規定する特定約束手形をいう。

4 (略)